

「換気口」意匠権侵害差止等請求事件：東京地裁平成 23(ワ)10705・平成 24 年 6 月 28 日（民 47 部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

意匠の類否，登録無効の抗弁

【事案の概要】

本件は，「換気口」の意匠権を有する原告が，被告が別紙物件目録記載 1 及び 2 の換気口を製造販売する行為が原告の意匠権を侵害すると主張して，被告に対し，意匠法 37 条 1 項に基づく上記換気口の製造販売の差止め並びに同条 2 項に基づく上記換気口及びその半製品の廃棄を求めるとともに，不法行為に基づく損害賠償として 4200 万円及びこれに対する不法行為の後である平成 23 年 4 月 12 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いが無い事実）

(1) 当事者

原告（株式会社ユニックス）は，住宅，工場，事務所等の換気口，吸音材等の製造販売等を目的とする株式会社である。

被告（西邦工業株式会社）は，空調機器，冷暖房機器の製造販売等を目的とする株式会社である。

(2) 原告の意匠権

ア 原告は，次の意匠権（以下「本件意匠権 A」といい，その登録意匠を「本件意匠 A」という。）を有している。

登録番号	第 1222958 号
出願日	平成 15 年 12 月 8 日
登録日	平成 16 年 10 月 1 日
意匠に係る物品	換気口
登録意匠	別紙 A 意匠公報のとおり

イ 原告は，本件意匠 A を本意匠とする関連意匠として，次の意匠権（以下「本件意匠権 B」といい，その登録意匠を「本件意匠 B」という。）を有している。

登録番号	第 1223069 号
出願日	平成 15 年 12 月 8 日
登録日	平成 16 年 10 月 1 日
意匠に係る物品	換気口
登録意匠	別紙 B 意匠公報のとおり

ウ 原告は、本件意匠Aを本意匠とする関連意匠として、次の意匠権（以下「本件意匠権C」といい、その登録意匠を「本件意匠C」という。本件意匠権A及びBと併せて「本件各意匠権」といい、その登録意匠を併せて「本件各意匠」という。）を有している。

登録番号 第1223070号
出願日 平成15年12月8日
登録日 平成16年10月1日
意匠に係る物品 換気口
登録意匠 別紙C意匠公報のとおり

(3) 本件各意匠の構成

ア 本件意匠Aの構成は、別紙「本件意匠Aの説明書」の「(1)構成」に記載のとおりである（なお、本件意匠Aの基本的構成態様及び具体的構成態様の各構成は、同説明書記載の符合に従い「構成ア」のようにいう。）。

イ 本件意匠Bの構成は、別紙「本件意匠Bの説明書」の「(1)構成」に記載のとおりである（なお、本件意匠Bの基本的構成態様及び具体的構成態様の各構成は、同説明書記載の符合に従い「構成ア」のようにいう。）。本件意匠Bは、本件意匠Aを本意匠とする関連意匠であり、その構成アないしシは本件意匠Aの構成アないしシと同一であり、その構成セ及びソが本件意匠Aの構成スと異なる。

ウ 本件意匠Cの構成は、別紙「本件意匠Cの説明書」の「(1)構成」に記載のとおりである（なお、本件意匠Cの基本的構成態様及び具体的構成態様の各構成は、同説明書記載の符合に従い「構成ア」のようにいう。）。本件意匠Cは、本件意匠Aを本意匠とする関連意匠であり、その構成アないしシは本件意匠Aの構成アないしシと同一であり、その構成タ及びチが本件意匠Aの構成スと異なる。

(4) 被告は、遅くとも平成17年10月から現在に至るまで、業として、別紙物件目録記載1及び2の換気口（以下「被告製品1」、「被告製品2」といい、併せて「被告製品」という。）を製造販売している。

(5) 被告製品は、換気口であり、本件各意匠に係る物品と同一である。被告製品の意匠（以下「被告意匠」という。）は、別紙被告意匠目録記載のとおりであり、その構成は、別紙「被告意匠の説明書」の「(1)構成」に記載のとおりである（なお、被告意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様の各構成は、同説明書記載の符合に従い「構成a」のようにいう。ただし、原告は、構成bの「該差込筒部前端に設けられた外向きのフランジ部でリベット止めされた円板部からなる」及び構成eの「前方にやや突出しているため、正面視において前面筒状部の外形線を示す円の内側に水溜め部の外形線の円弧が現れる「円の下20パーセントの円弧と円弧の両端を結ぶ弦からなる形状」（以下この形状

を「弓状」という。）」は、いずれも基本的構成態様ではなく、具体的構成態様に分類すべきものであると主張する。）。被告製品1と被告製品2の違いは、被告製品2の内部にはドレンコップと称する水溜め用のシリコンゴム製の容器が収納されていることであり、両製品の外観から把握できる意匠は同一である。

2 争点

- (1) 本件各意匠と被告意匠の類否（争点1）
- (2) 本件各意匠に係る意匠登録は意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるか（争点2）
- (3) 原告の損害（争点3）

【判 断】

1 争点1（本件各意匠と被告意匠の類否）について

(1) 本件各意匠の構成

前提となる事実に証拠（甲2，4，6）及び弁論の全趣旨を総合すれば、本件各意匠の構成は、別紙AないしCの各意匠公報のとおりであり、本件意匠Aの構成は、構成アないしスに加えて、「前面筒状部の前端面のガラリ部の下側には、略半円板状の水溜め部が前面筒状部の前端面の他の部分と同一の平面上に形成されている。」との構成（以下「構成ツ」という。）を有し、本件意匠Bの構成は、構成アないしシ，セ，ソ及びツを有し、本件意匠Cの構成は、構成アないしシ，タ，チ及びツを有することが認められる。

(2) 被告意匠の構成

証拠（甲8，9）及び弁論の全趣旨によれば、被告意匠は、別紙被告意匠目録記載のとおりであり、その構成は、構成aないしoに加えて、「前面筒状部の前端面のガラリ部の下側には、弓状の水溜め部が前面筒状部の前端面の他の部分から前方にやや突出して形成されている。」との構成（以下「構成p」という。）を有することが認められる。

(3) 本件各意匠と被告意匠の対比

ア 本件各意匠と被告意匠の共通点

本件各意匠の構成ア，ウ，エ，キ，ク及びケと被告意匠の構成a，c，d，g，j及びkは、それぞれ共通する。具体的には、本件各意匠と被告意匠は、

建物の外壁に沿わせて設置する背面カバーと、背面カバーの前面側を覆う前面カバーとを有し、前面カバーは、背面カバーの前方に短く突出する前面筒状部を有し、前面カバーは、前面筒状部の前端面に通気用のガラリ部を有し、背面カバーの差込筒部は、背面カバーよりも小径の円筒形状であり、その筒軸は背面カバーの中心に対し上方に偏芯させて形成されており、前面カバーの前面筒状部は、円筒形状であり、前面カバーの

前面筒状部の後端部には、背面カバーと重ね合わせて接合する外向きのフランジ部を有する、という構成において共通する。

また、被告意匠の構成bは、背面カバーが差込筒部を有するという点において、本件各意匠の構成イと共通し、被告意匠の構成eは、前面カバーが前面筒状部の前端面におけるガラリ部の下側部分を閉塞する略半円板状（弓状）の水溜め部を有するという点において、本件各意匠の構成オと共通する。

イ 本件各意匠と被告意匠の差異点

(ア) 本件各意匠と被告意匠とは、次の点において差異がある。

a 本件各意匠においては、前面カバーのガラリ部が前面筒状部の前端面の上から約7/10の高さを占めるように形成され、その下側に略半円板状の水溜め部が約3/10の高さを占めるように形成されているが、被告意匠においては、前面カバーのガラリ部が前面筒状部の前端面の上から約8/10の高さを占めるように形成され、その下側に弓状の水溜め部が約2/10の高さを占めるように形成されている。

b 本件各意匠においては、ガラリ部が縦方向に伸長し列方向で並列に整列する10本のガラリ棧から形成されている（縦ガラリ）が、被告意匠においては、ガラリ部が横方向に伸長し行方向で並列に整列する7本のガラリ棧から形成されている（横ガラリ）。

c 本件各意匠においては、略半円板状の水溜め部が前面筒状部の前端面の他の部分と同一の平面上に形成されているが、被告意匠においては、弓状の水溜め部が前面筒状部の前端面の他の部分から前方にやや突出して形成されている。

d 本件各意匠においては、背面カバーは円板形状で、前面カバーのフランジ部が外周縁に筒状縁を有している。これに対して、被告意匠においては、背面カバーの円板部が筒状縁を有しており、この筒状縁の最下端に円板に平行な短い切り込み部があり、前面カバーのフランジ部は、前面筒状部と同心状に斜め上後方にごく短く突出する縁を有している。

e 本件意匠Aのガラリは左右吹き出し、本件意匠Bのガラリは左吹き出し、本件意匠Cのガラリは右吹き出しであるが、被告意匠のガラリは下吹き出しである。

(イ) 被告意匠には、次のとおり、本件各意匠にはない構成がある。

a 差込筒部の外周に3つのスプリングを有する。

b 背面カバーの円板部の差込筒部の下側に、背面視弓状の突出部を有する。

(4) 本件各意匠の要部

ア 本件各意匠は、その登録に係る物品が換気口であり、建物の外壁に設置されて使用されるものであるから、使用時においては、背面側の部分は観察さ

れず、もっぱら正面から見た前面側の部分の形状が観察されることになる。
イ そして、証拠（乙1，5）によれば、本件各意匠の登録の出願前において、次の各意匠が公知であったことが認められる。

（ア） 本件公知意匠は、背面カバーと前面カバーを有し、前面カバーが背面カバーの前方に短く突出する円筒形状の前面筒状部を有し、前面筒状部の前端面には通気用のガラリ部を有し、ガラリ部は前面筒状部の前端面の上から約8 / 10の高さを占めるように形成され、下側には略半円板状の水溜め部が残余の約2 / 10の高さを占めるように形成されており、ガラリ棧は、左右対称にVの字を描くように中央の縦方向に配置された一本の棒に接合する形態で平行に配置されており、前面筒状部の後端部には背面カバーと重ね合わせて接合する外向きのフランジ部を有し、背面カバーが差込筒部を有し、その差込筒部が背面カバーよりも小径の円筒形状であり、その筒軸は背面カバーの中心に対し上方に偏芯させて形成されている構成を有する換気口の意匠である。

（イ） 平成11年10月の被告の換気口等のカタログ（乙5）には、背面カバーと前面カバーを有し、前面カバーが背面カバーの前方に短く突出する円筒形状の前面筒状部を有し、前面筒状部の前端面には通気用のガラリ部を有し、前面筒状部の後端部には背面カバーと重ね合わせて接合する外向きのフランジ部を有し、背面カバーが差込筒部を有し、その差込筒部が背面カバーよりも小径の円筒形状で、その筒軸は背面カバーの中心に対し上方に偏芯させて形成されている構成を有する換気口の意匠が記載されている。

ウ 以上の本件各意匠に係る換気口の性質、用途、使用態様に上記公知意匠の構成を併せ考慮すると、看者である需要者の注意を最も惹きやすい部分は、正面から見た前面側の部分であり、特に、前面カバーのガラリ部が前面筒状部の前端面の上から約7 / 10の高さを占め、そのガラリ部には、縦方向に伸長し列方向で並列に整列する10本のガラリ棧が形成され（縦ガラリ）、上記ガラリ部の下側に、前面筒状部の前端面の他の部分と同一の平面上に略半円板状の水溜め部が残余の約3 / 10の高さを占めるように形成されている構成であり、この構成が本件各意匠の要部であると認められる。

エ 原告は、前方に突き出した前面筒状部の前端面の上側にガラリ部があり、その下側に通気を遮る略半円板状の水溜め部があり、かつ、上記前面筒状部と背面カバーに対して差込筒部が上方に偏芯しているという構成が要部であると主張するが、上記 ないし の構成は、上記イで認定したとおり、いずれも公知意匠で開示されている構成であるから、この構成を需要者の注意を最も惹く部分であるところの本件各意匠の要部として認めることはできない。

また、原告は、本件公知意匠との関係を踏まえると、本件各意匠の要部は、

ガラリ部の全てのガラリ棧が一方向に直線状に伸張する形状で並列に架け渡された構成であると主張する。しかしながら、本件公知意匠のVの字を描くように配置されたガラリ棧の構成に対して、本件各意匠のガラリ棧は、縦方向に伸長し列方向で並列に整列している（縦ガラリ）点で相違するのであるから、原告の上記主張のようにガラリ棧の方向を「一方向」として抽象化した構成をもって本件各意匠の要部として認定することはできないというべきである。

(5) 本件各意匠と被告意匠の類否

本件各意匠と被告意匠には、上記(3)イで判示したとおりの差異点があり、その中でも、上記(4)ウで認定した要部の全て、すなわち、ガラリ部と水溜め部の割合が、本件各意匠では約7対3であるのに対し、被告意匠では約8対2であること、本件各意匠は10本のガラリ棧から成る縦ガラリであるのに対し、被告意匠は7本のガラリ棧から成る横ガラリであること、略半円板状（弓状）の水溜め部が、本件各意匠では前面筒状部の前端面の他の部分と同一の平面上に形成されているのに対し、被告意匠では前面筒状部の前端面の他の部分から前方にやや突出して形成されていることの各点において大きく相違するから、本件各意匠と被告意匠は、全体として看者に対し異なる美感を与えるものである。そして、本件各意匠と被告意匠には、上記(3)アの共通点があるが、これらの共通点は、いずれも上記(4)イで認定した公知意匠に認められる構成であって、上記の差異点から生じる全体としての美感の相違を凌駕するものとはいえない。

原告は、縦ガラリか横ガラリかの相違は、換気口の意匠の分野では極めてありふれた相違にすぎず、別異の意匠的印象を発揮する要素になることはないとして主張する。しかしながら、本件各意匠の要部の構成としては、上記(4)ウで認定したとおり、ガラリ部が縦ガラリであることも認められるべきであり、ガラリ部のガラリ棧の向きと水溜め部との組合せから生じる美感をも考慮すると、むしろ縦ガラリか横ガラリかの相違によって、看者に対し異なった美感を与えるというべきである。

(6) そうであるから、被告意匠が本件各意匠に類似するものとは認められない。

2 以上によれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

結 論

よって、原告の請求を全て棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．この意匠権侵害事件の原告意匠と被告意匠とを対比して見てまず思うのは、非類似の意匠であることである。

筆者は、この技術分野の意匠や特許の出願を比較的多く扱っているから、当業者の知識からすれば、換気口の前面筒体のガラリ部が横棧（横ガラリ）に成る被告意匠は従来から周知のものであるのに対し、原告の登録意匠の当該部における縦棧（縦ガラリ）の換気口の意匠は新規性があると、直感的に思ったのである。

ということは、両者の意匠に係る形態は創作体を異にするものであり、原告意匠が新規性を認められて登録を受けた理由は、正にその点にあるといえる。だからこそ、看者が両意匠を対比して見ると美感を異にするのである。したがって、被告意匠を原告意匠に対して非類似と判断した判決は妥当である。

2．被告は、被告意匠は本件意匠の登録出願前から実施していると主張したり、カタログによって公知意匠を実施していると主張したようであるが、裁判所はそのような事実よりも、被告の実施意匠は本件意匠と非類似であると判断される以上、原告請求のその余の点について判断することなく、すべて棄却することにしたのである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

物 件 目 録

- 1 商品名 外壁用ステンレス製換気口 SV - AUS
型 番 SV100AUS , SV125AUS , SV150AUS

- 2 商品名 外壁用ステンレス製換気口 SV - CUS
型 番 SV100CUS

(別紙A)

(19)日本国特許庁 (JP)

(11) 登録意匠番号
1 2 2 2 9 5 8

(45)平成16年11月15日(2004.11.15) (12)意匠公報 (S)

(D 1 2 2 2 9 5 8)
(52) L5-41

(21)出願番号 意願2003-36338(D2003-36338)

(22)出願日 平成15年12月8日(2003.12.8)

(24)登録日 平成16年10月1日(2004.10.1)

(72)創作者 川口 寛 東京都大田区城南島2丁目2番2号 株式会社ユニックス内

(73)意匠権者 000138680 株式会社ユニックス 東京都大田区城南島2丁目2番2号

審査官 並木 文子

(54)意匠に係る物品 換気口

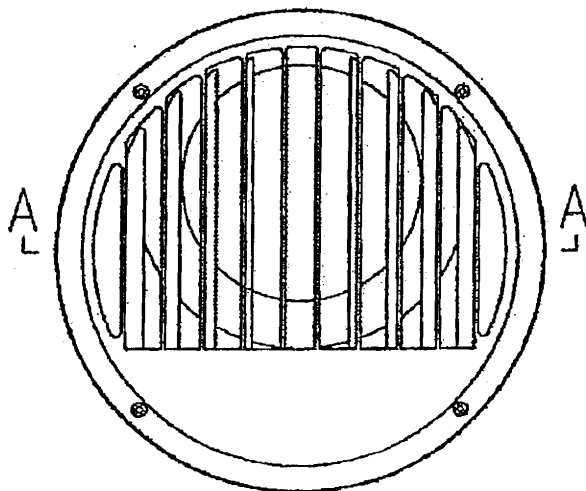
関連意匠の意匠登録番号 意匠登録第1223069号(D1223069)、意匠登録第1223070号(D1223070)

(51)国際意匠分類(参考) 23-04、25-02

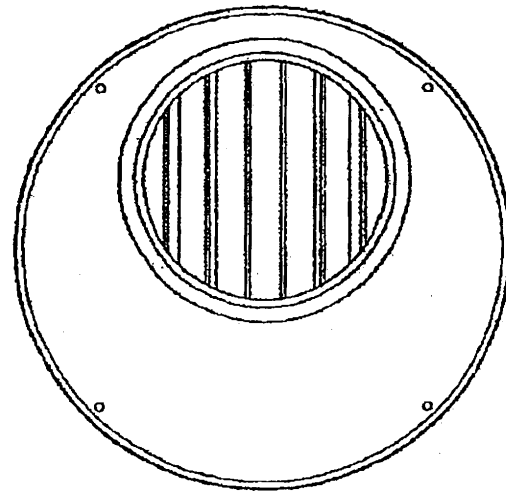
(56)参考文献 カタログあり。

(55)意匠の説明 底面図は平面図と同一にあらわれるため省略する。左側面図は右側面図と同一にあらわれるため省略する。

【正面図】

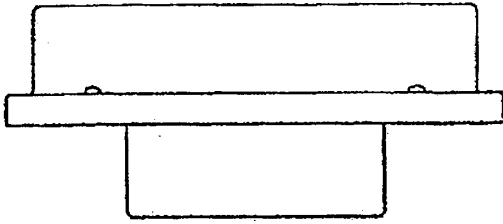


【背面図】



1 2 2 2 9 5 8

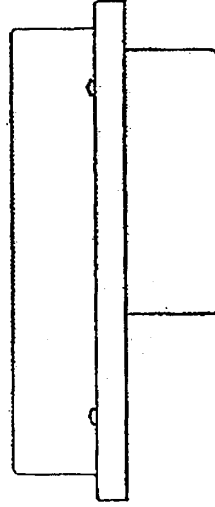
【平面図】



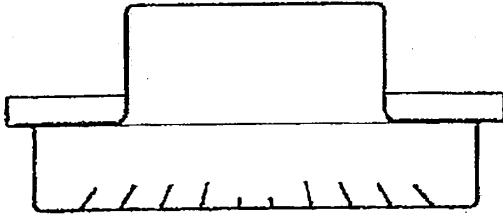
(2)

L5-41

【右側面図】



【A-A断面図】



(別紙B)

(19)日本国特許庁 (JP)

(11) 登録意匠番号
1 2 2 3 0 6 9

(45)平成16年11月15日(2004. 11. 15) (12)意 匠 公 報 (S)

(D 1 2 2 3 0 6 9)
(52) L5-41

(21)出願番号 意願2003-36345(D2003-36345)

(22)出 願 日 平成15年12月 8日(2003. 12. 8)

(24)登 録 日 平成16年10月 1日(2004. 10. 1)

(72)創 作 者 川口 寛 東京都大田区城南島2丁目2番2号 株式会社ユニックス内

(73)意 匠 権 者 000138680 株式会社ユニックス 東京都大田区城南島2丁目2番2号

審 査 官 並木 文子

(54)意匠に係る物品 換気口

本意匠の意匠登録番号 意匠登録第1222958号(D1222958)

本意匠に係わる他の関連意匠の意匠登録番号 意匠登録第1223070号(D1223070)

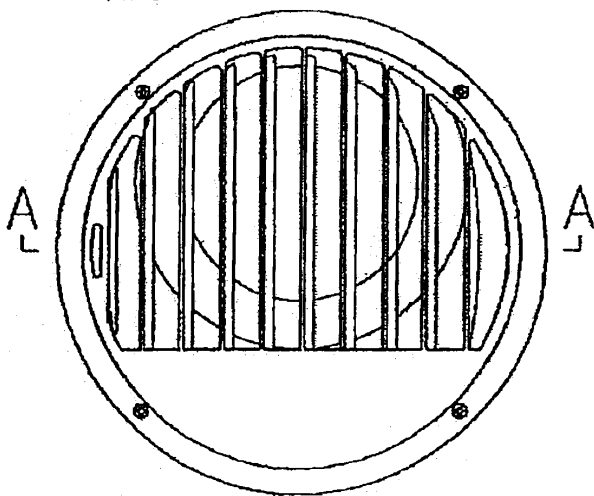
(51)国際意匠分類(参考) 23-04、25-02

(56)参考文献 カタログあり。

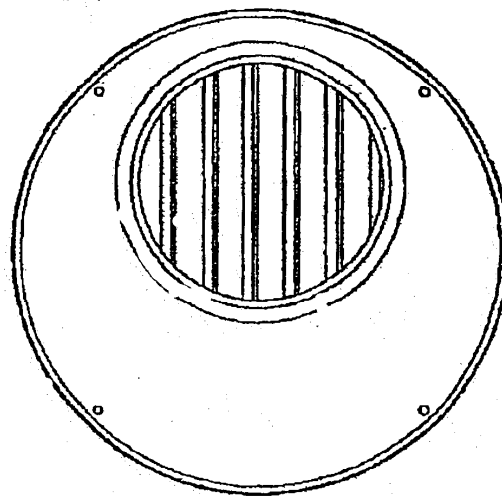
(55)意匠の説明

底面図は平面図と同一にあらわれるため省略する。左側面図は右側面図と同一にあらわれるため省略する。

【正面図】

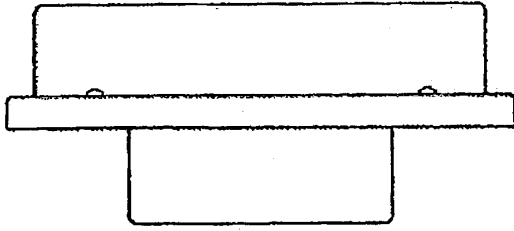


【背面図】



1 2 2 3 0 6 9

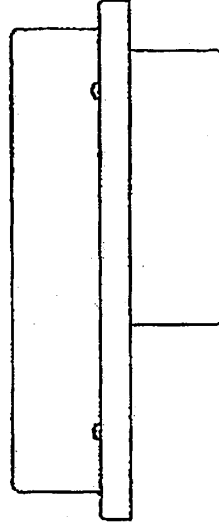
【平面图】



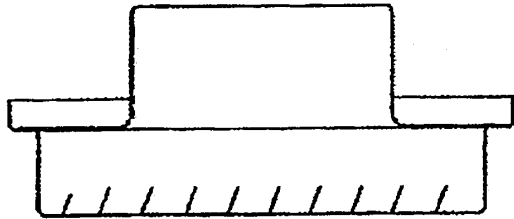
(2)

L5-41

【右侧面图】



【A-A断面图】



(別紙C)

(19)日本国特許庁 (JP)

(11) 登録意匠番号
1223070

(45)平成16年11月15日(2004.11.15) (12)意匠公報 (S)

(D1223070)
(52) L5-41

(21)出願番号 意願2003-36346(D2003-36346)

(22)出願日 平成15年12月8日(2003.12.8)

(24)登録日 平成16年10月1日(2004.10.1)

(72)創作者 川口 寛 東京都大田区城南島2丁目2番2号 株式会社ユニックス内

(73)意匠権者 000138680 株式会社ユニックス 東京都大田区城南島2丁目2番2号

審査官 並木 文子

(54)意匠に係る物品 換気口

本意匠の意匠登録番号 意匠登録第1222958号(D1222958)

本意匠に係わる他の関連意匠の意匠登録番号 意匠登録第1223069号(D1223069)

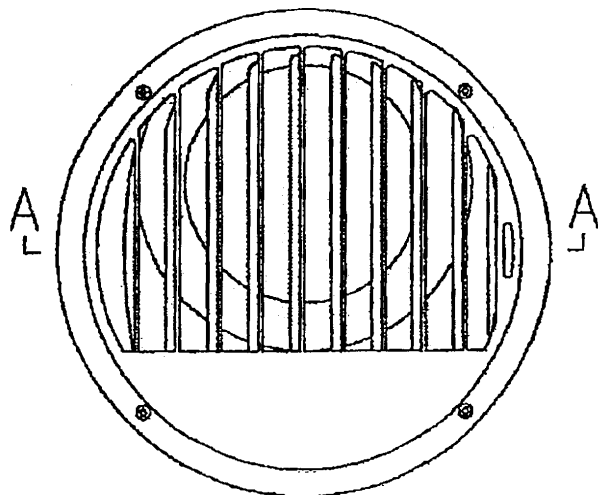
(51)国際意匠分類(参考) 23-04、25-02

(56)参考文献 カタログあり。

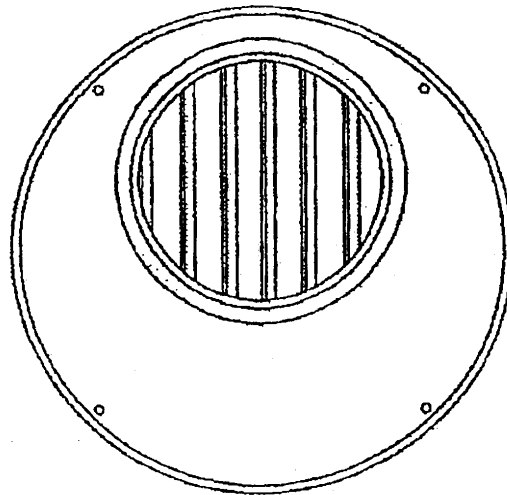
(55)意匠の説明

底面図は平面図と同一にあらわれるため省略する。左側面図は右側面図と同一にあらわれるため省略する。

【正面図】

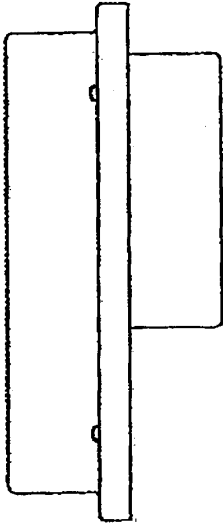


【背面図】



1223070

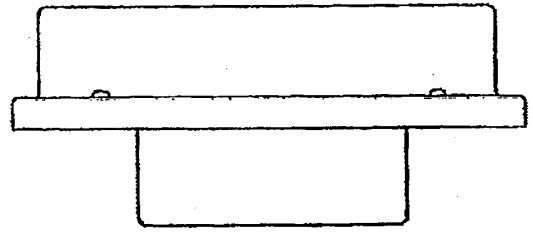
【右侧面图】



(2)

L5-41

【平面图】



【A-A断面图】

